

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年9月15日(2016.9.15)

【公開番号】特開2016-137359(P2016-137359A)

【公開日】平成28年8月4日(2016.8.4)

【年通号数】公開・登録公報2016-046

【出願番号】特願2016-95420(P2016-95420)

【国際特許分類】

A 6 1 H 15/00 (2006.01)

A 6 1 N 1/20 (2006.01)

【F I】

A 6 1 H 15/00 3 1 0 D

A 6 1 N 1/20

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月13日(2016.7.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1ハンドル片及び第2ハンドル片からなるハンドルと、

上記第1ハンドル片に設けられた一対の透孔と、

上記一対の透孔をそれぞれ貫通して上記ハンドルの内部で固定されているとともに、自由端側が開くように傾斜された一対のシャフトと、

それらのシャフトの自由端部にそれぞれ回転可能に支持された回転体とを備えている、美容器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記の目的を達成するために、この発明は、第1及び第2ハンドル片をそれらの開口部において接合したハンドルと、前記第1ハンドル片の透孔を貫通してハンドルの内部で固定されているとともに、自由端側が開くように傾斜された一対のシャフトと、それらのシャフトの自由端部にそれぞれ回転可能に支持された回転体とを備えていることを特徴としている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

従って、この発明の美容器においては、第1及び第2ハンドル片を組み付けた後、一対のシャフトを第1ハンドル片の透孔からハンドル内に挿入して、自由端側が開くように傾斜した状態でハンドルの内部に固定することができる。よって、美容器全体のデザインを

、従来構成とは異なり、ハンドルに二叉部を形成して、その二叉部に突設した一対のシャフトに回転体を回転可能に支持するというような特定の構成に制約されることなく、自在に設定することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

前記の構成において、前記ハンドル内にシャフトホルダを備え、前記シャフトホルダには前記第1ハンドル片の透孔に対向する雌ネジ部材を回転不能に保持し、前記シャフトを前記透孔に貫通させるとともに、その貫通端部に形成された雄ネジ部を前記雌ネジ部材に螺合させるとよい。